



八峰町の宝物 ～ハタハタと白神山地～

もうすぐハタハタの季節です。この広報が皆さんのお手元に届く頃には、もうハタハタが接岸しているかもしれません。今回は八峰町の二つの宝である、ハタハタと白神山地の関係についてお話ししたいと思います。白神山地からお話を始めましょう。

白神山地はご存知の通り高く険しい山です。では、白神山地はなぜ高いのでしょうか？

その理由の一つ目は、白神山地がゆっくりと盛り上がっているためです。これについては、広報の9月号でも解説しました。盛り上がりの早さは、とてもゆっくりで一年間に1ミリくらいと言われています。一年間に1ミリとはずいぶん少ないように思えます。でも、白神山地の盛り上がりは長い間ずっと続いているのです。もし、一年間に1ミリの盛り上がりで十年続くと1センチメートル、百年続くと10センチメートル、百万年続くと1000メートルになります。一年間に1ミリとはいえ百万年も続くと白神山地くらいの高さには簡単になるのです。

もう一つ、白神山地が高い理由があります。それは白神山地にはとても頑丈な岩石があるということです。せつかく山が盛り上がりつつも、柔らかい石では雨や川の作用で削られてしまいがちになることはできません。八峰町の海岸では白神山地の中と同じ地層を見ることが出来ます。石を割ってみるとよくわかりますが、とても固いですね。このような固い岩でできているために白神山地は、削られる力に抵抗して高くなることのできたのです。

では、なぜハタハタは八峰町にやってくるのでしょうか？ その理由を私はこう考えています。白神山地が

盛り上がることによって、米代川は白神山地から遠いところを流れることになりました。米代川からは大量の土砂が流れ出てきますが、この土砂は八峰町の北部沿岸には届きません。すると、白神山地のふもとには岩だらけの海岸ができ上がります。岩だらけの海岸には、ハタハタが産卵するホンダワラ類が生えます。このような海岸に向けてハタハタがやってくることとなります。ハタハタは白神山地にひかれてやって来るというわけです。

ところで、これは単なる偶然の話ですが、「白神」の「白」の上の点を「ク」に換えて、「白」の中に縦棒を一本加えます。次に「白」の下に4つの点を打ちます。すると不思議なことに「鱒」という漢字になるではありませんか。

まあ、偶然なんですけど、ジオパークにきたお客さんに披露する小話として使えるのではないのでしょうか。

かみ
しら
白神魚鱒
はたはた

秋田大学教育文化学部 教授 林 信太郎
秋田県山本郡八峰町
峰浜田中字野田沢20-1 峰栄館2階
TEL 0185-70-3881

新年度の入園児を募集します

～申込は2月6日(月)まで～

新年度の子ども園入園児を次のとおり募集します。保育に欠ける児童の入所を希望する方は、役場幼児保育課又は各子ども園に「保育所入所申込書」を提出してください。

●保育に欠ける児童とは

- ① 両親等が家庭の外で仕事をしている場合。
- ② 両親等が家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合。
- ③ 親のいない家庭。
- ④ 母親が出産前後、病気、心身に障害がある場合。
- ⑤ 出産の前後とは、妊娠、妊娠中、出産後間もないこと。
- ⑥ 児童の家庭に長期にわたる病人や

心身に障害のある人があり、親がいつもその看護にあたっている場合。

⑥ 火災や風水害地震等の復旧にあたっていている場合。

※①から⑤の児童の家庭で両親以外の方が児童の保育ができる場合は除かれます。

●入所対象児童

生後3カ月以上(平成23年12月31日以前に生まれた児童)
※保育実施の申込期間は、小学校就学時期に達するまでの保育の実施を必要とする期間です。

●受付期間

1月10日(火)～2月6日(月)

●受付場所

- 八峰町役場 幼児保育課
- 町内各子ども園
- ☆沢目子ども園
- ☆八森子ども園
- ☆岩館子ども園
- ☆塙川子ども園
- ☆観海子ども園

●申込書類

入所該当児童(平成18年4月2日～平成23年12月31日生)の保護者に申し込み書類を送付します。申込書には必要な添付書類がありますのでご注意ください。詳しくは、送付される案内書をご覧ください。

●保育料

保育料は左表のとおりです。このほか、保護者の所得によってすこやか子育て支援事業による助成があります。

●問合せ

八峰町役場 幼児保育課
(TEL 76-4612)

●入所要否の決定

申込書類を調査のうえ、後日通知します。

八峰町立子ども園保育料(平成23年度)※参考

各月初日における入所児童の世帯の状況		3歳未満児童	3歳以上児童
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2階層	所得税非課税世帯 (母子世帯等免除)	町民税非課税世帯	5,400円
			3,600円
第3階層	所得税課税世帯 (母子世帯等免除)	町民税課税世帯	13,650円
			11,550円
第4階層	所得税課税世帯	40,000円未満	21,000円
		40,000円以上	18,900円
第5階層	所得税課税世帯	103,000円未満	26,700円
		103,000円以上	24,900円
第6階層	所得税課税世帯	413,000円未満	30,500円
		413,000円以上	29,000円
第7階層	所得税課税世帯	734,000円未満	40,000円
		734,000円以上	38,500円
第8階層	所得税課税世帯	734,000円以上	52,000円
第8階層	所得税課税世帯	734,000円以上	50,500円

※年齢の基準日は、平成24年4月1日です。
 ※同じ子ども園に2人以上入所した場合、2人目(弟、妹)の園児が半額になり、3人目以降は免除となります。(多子軽減)
 ※(母子世帯等免除)とは、第2、第3階層に認定された母子(父子)世帯や障害者のいる世帯等が適用されます。
 ※このほか、すこやか子育て支援事業による保育料助成があります。

子ども園の運営費には、電源立地地域対策交付金が活用されています。